＜電気料金見直しのお知らせ＞

平素より弊社電力サービスをご利用いただき、誠にありがとうございます。
お客さまの電気料金には、託送料金（電気を送るために利用する送電設備の利用料金）相当額が含まれております。2026年11月1日から全国的に託送料金が見直されることを受け、弊社の電気料金につきましても、当該見直し内容を反映いたします。

また、国のエネルギー政策等への対応に必要となる費用を電気料金に反映するため、燃料費調整単価の内訳として、新たに「制度対応項」を設定いたします。

なお、本変更に関してお客さまによるお手続きは不要です。変更内容の詳細は、以下をご覧ください。
お客さまにはご負担をおかけいたしますが、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

改定の対象
低圧で電気をご利用のお客さま

改定の時期（契約変更日）
2026年11月1日

電気料金の見直しは、2026年12月検針分（2026年11月1日以降にご利用を開始された場合は、2026年11月検針分）から適用されます。
ただし、制度対応項については、2027年3月検針分までは経過措置として0円とします。2027年4月検針分以降については、燃料費調整単価の内訳として弊社ホームページに掲載します。

＜主な見直しの内容＞

(1) 託送料金の改定に伴う料金単価の見直し

託送料金の改定を受け、電気契約種別定義書に定める料金単価を見直します。詳細は、「別紙 料金単価表」をご覧ください。見直しによる影響（一般的なご家庭を想定したモデルケース）は、次のとおりです。

算定条件：見直し前／見直し後／影響
エネワンハッピー30A
使用電力量：260kWh
見直し前料金：8,242円
見直し後料金：8,480円
影響額：+238円
影響率：+2.89%

※金額は税込です。2026年10月の燃料費調整額（-9.30円/kWh）および再生可能エネルギー発電促進賦課金（4.18円/kWh）を含みます。

(2) 制度対応項の導入

国のエネルギー政策等への対応に必要となる費用を電気料金に反映するため、燃料費調整単価の内訳として、制度対応項を新設します。制度対応項は、次の2点を踏まえて弊社が定めます。

① 将来にわたる電力の安定供給を確保するための国の制度にもとづき、小売電気事業者が負担する費用
② 非化石エネルギーの利用拡大など、国のエネルギー政策により、小売電気事業者が負担する費用

ただし、2027年3月検針分までは経過措置として0円とします。2027年4月検針分以降については、燃料費調整単価の内訳として弊社ホームページに掲載します。

その他電気供給約款等の改定

燃料費調整および離島ユニバーサルサービス調整に関する規定を、電気供給約款から電気契約種別定義書へ移します。

複数の契約種別が記載されている電気契約種別定義書について、1契約種別につき1定義書に分割します。

延滞利息の算定時に適用される利率を、法定利率（2026年9月時点では年3%）に変更します。

改定後の電気供給約款、新旧対照表および各種契約種別定義書は、弊社ホームページでご確認いただけます。